

【改正後】

商品概要説明書

J A結婚子育て資金贈与専用口座

(2025年4月1日現在)

商品名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2015年10月1日～ <u>2027年3月31日</u> ・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 （省略）	（省略）
払戻方法	（省略）
利息 （省略）	（省略）
手数料	—
付加できる特約事項	（省略）
中途解約	（省略）
貯金保険制度 （公的制度）	（省略）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	（省略）
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aあかし

商品概要説明書

J A結婚子育て資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

商品名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2015年10月1日～ <u>2025年3月31日</u> ・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 （省略）	（省略）
払戻方法	（省略）
利息 （省略）	（省略）
手数料	—
付加できる特約事項	（省略）
中途解約	（省略）
貯金保険制度 （公的制度）	（省略）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	（省略）
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。